明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府三三）　一
〔省　令〕
○土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一三）　二
○汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（同一四）　二五
〔告　示〕
○要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件（環境五三）　二
○土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件（同五四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
証券取引等監視委員会の事務の処理状況の公表について（証券取引等監視委員会）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
地方公務員災害補償基金平成二十二年度決算、日本放送協会入札、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　九一
会社その他
会社決算公告　一〇二

府令

○内閣府令第三十三号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定に基づき、投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣　菅　直人

投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第一条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第十二号とし、第四号を第十一号とし、第三号の次に次の七号を加える。

四　会計方針　計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。

五　遡及適用　新たな会計方針を当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

六　表示方法　計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

七　会計上の見積り　計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

八　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。

九　誤謬（ごびゅう）　意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

十　誤謬（ごびゅう）の訂正　当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類における誤謬（ごびゅう）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

第五十二条第一項第二号を次のように改める。

二　期首剰余金又は期首欠損金（遡及適用又は誤謬（ごびゅう）の訂正（以下「遡及適用等」という。）をした場合にあっては、遡及適用等をした後の期首剰余金又は期首欠損金をいう。）

第五十二条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に規定する期首剰余金又は期首欠損金につき遡及適用等をした場合にあっては、遡及適用等をする前の期首剰余金又は期首欠損金及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

第五十五条の三中第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、第四号の三を第十号とし、第四号の二を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二　会計方針の変更に関する注記

三　表示方法の変更に関する注記

四　会計上の見積りの変更に関する注記

五　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記

第五十五条の五を次のように改める。